

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

容器包装利用・製造等実態調査

2 調査の目的

容器包装の利用・製造等の実態を把握し、再商品化義務量策定のための数値等を算出するための基礎データを得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。いわゆる「容器包装リサイクル法」）に基づき再商品化の実施を義務付けられた種類（ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）、PETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装）について、再商品化義務が課せられている産業（日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「製造業」及び「卸売業、小売業」並びに中分類「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス業」）に属する企業又は事業体（以下「事業体」という。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約37,000社〔経済産業省所管：約19,000 農林水産省所管：約18,000〕

（母集団の大きさ：約2,500,000件）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

選定に当たっての母集団名簿は、事業所母集団データベース、農林業センサス及び漁業センサスを用いる。報告者となる事業体の選定については、業種別・資本金又は販売額の規模別に大規模、中規模、小規模に区分した上で、以下のように行う（詳細は別添1の「標本設計に関する資料」を参照）。

① 容器包装の種類別用途別の利用・製造等において、その回答が欠けていた場合に拡大推計の精

度・結果が低下すると考えられる業種・規模区分に属する事業者については、全数を報告者とする。

- ② 前年度の調査において、容器包装の種類別用途別の利用・製造等が特に大規模（利用量上位20社及び製造量上位10社）であって、その回答が欠けていた場合に拡大推計の精度・結果が低下すると考えられる事業者を「大手事業者」として抽出する。
- ③ 業種別・規模別の必要数から①及び②で選定した事業者を差し引いた数を母集団名簿から無作為抽出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

〔集計しない事項の有無〕 無 有

・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

ア 「容器包装利用・製造等実態調査票」（容器包装の利用・製造等を行っている事業者が回答）

- ① 容器包装利用・製造等の有無
- ② 企業名等
- ③ 法人番号
- ④ 従業員数
- ⑤ 総販売額
- ⑥ 業務の内容とその販売額
- ⑦ 容器包装の利用又は製造等の形態
- ⑧ 容器包装の利用の量及び販売額（利用事業者・製造等事業者別（業種、容器包装の種類、容器包装利用商品販売額、輸出品利用量、国内利用量、自主回収認定容器利用量、容器包装利用量、自主回収認定容器分を除く容器包装回収量、うち業務用出荷容器包装量））
- ⑨ 容器の製造等の量及び販売額（出荷対象業種、容器の販売額、国内出荷量、回収容器量、うち業務用出荷容器量）

イ 「簡易回答票」（容器包装の利用・製造等を行っていない事業者が回答）

- ① 企業名等
- ② 法人番号
- ③ 従業員数
- ④ 総販売額
- ⑤ 業務の内容とその販売額

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年の1年間（4～3月）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

・配布：経済産業省、農林水産省－民間事業者－報告者

・収集：（郵送）報告者－経済産業省、農林水産省

（オンライン）報告者－経済産業省

（FAX）報告者－民間事業者

民間事業者は、調査票の発送、疑義照会、督促を行う。

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（FAX）

〔調査方法の概要〕

- ① 経済産業省及び農林水産省から調査事務を受託した民間事業者から調査票を郵送する。その際、郵送又はオンラインで回答ができる旨を教示するとともに、その際のID番号も伝える。簡易回答票については、FAXでの回答も可能である旨を記載する。
- ②－1 報告者は、郵送で回答する場合には、返信用封筒に記入済み調査票を同封して、経済産業省又は農林水産省に提出する。
- ②－2 報告者は、オンラインで回答する場合には、電子申請（e-Gov電子政府の総合窓口）により、調査票の記入及び提出手続を行う。
- ②－3 報告者は、簡易回答票をFAXで回答する場合には、簡易回答票を民間事業者にもFAXで提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5～6月

8 集計事項

別添2の集計事項一覧を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)

(2) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)

調査結果をインターネット (e-Stat並びに経済産業省及び農林水産省のホームページ) により公表

(3) 公表の期日

調査実施年の9月中目途

10 使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 ■その他 (日本標準産業分類の「飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業」を外食産業と表記。また、農林業センサスの法人でない経営体を農家・林家と、法人である経営体を農事組合法人とそれぞれ表記するほか、漁業センサスの経営体を漁家と表記)

□使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票：1年保存
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

(2) 保存責任者

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課長

農林水産省大臣官房統計部長

標本設計に関する資料

1. 標本抽出の具体的な方法

(1) 抽出方法

特定事業者の再商品化義務量算定に係る量・比率等を定めるにあたり、データの収集が必要となる業種をカバーするため、H8 年度調査より以下の業種を本調査の対象としている。なお、主業としては他の業を行っている企業又は事業体（以下「事業体」という。）でも、容器包装の利用・製造等を行っている場合は、下記の業種に含まれる事業を行っているとは判断している。

これらの業種を、別紙「抽出計画」のとおり、業種別・資本金又は販売額の規模別に大規模、中規模、小規模に分けた上で、以下の方法により選定を行う。

① 全数調査

容器包装の種類別用途別の利用・製造等において、その回答が欠けていた場合に拡大推計の精度・結果が低下すると考えられる業種・規模区分に属する事業体については、全数を報告者とする。

② 有意抽出

前年度の調査において、容器包装の種類別用途別の利用・製造等が特に大規模（利用量上位 20 社及び製造量上位 10 社）であって、その回答が欠けていた場合に拡大推計の精度・結果が低下すると考えられる事業体を「大手事業者」として抽出する。

③ 無作為抽出

業種別・規模別の必要数から①及び②で選定した事業体を差し引いた数を母集団名簿から無作為抽出する。

【調査対象業種】

	選定の理由 他
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんどの業種で容器包装の利用あるいは製造等を行っていると思われるため ・ ただし、製造業のうち、「武器製造業」は容器包装の利用・製造等の可能性がないものと考えられるので、対象から除く
卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装を付した商品の輸入が、容器包装の利用・製造等に該当するため ・ ただし、卸売業のうち、「代理商、仲立業」は容器包装の利用の可能性がないものと考えられるので、対象から除く
小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売りに際して付される容器包装、プライベートブランドで用いられる容器包装が想定されるため
外食産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外食産業においても、テイクアウトに容器包装が用いられると考えられるため ・ ただし、飲食店のうち、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、テイクアウトの可能性がないものと考えられるので対象から除く

農家・林家 漁家	<ul style="list-style-type: none"> 農家・林家、漁家及び農事組合法人については、直販における容器包装の利用・製造等が想定されるため また、農家・林家、漁家及び農事組合法人については、自身が農林水産物の加工を行い、容器包装を付している可能性があるため
-------------	---

(2) 抽出枠（抽出の際に用いる母集団情報）

本調査の報告者の選定に用いる母集団情報は、以下の要件を満たしている必要がある。

- 拡大推計を行う為の母数(本調査では売上高)が示されている。
- 事業体別業種別資本金（もしくは販売額）別の抽出が行える。

以上の要件を満たしているため、業種毎に以下を母集団情報として用いることとする。

	選定の理由 他
製造業	<ul style="list-style-type: none"> 事業体別業種別規模区分(資本金別)の製造品出荷額(売上高に相当)が公表されており、また、事業体別の抽出も可能であるため、「事業所母集団データベース」を用いる。
卸売業	
小売業	
外食産業	
農家・林家	<ul style="list-style-type: none"> 農産物及び林産物の販売額(売上高に相当)が公表されており、また、事業体別の抽出も可能であるため、「農林業センサス」を用いる。
漁家	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲物及び収獲物の販売額(売上高に相当)が公表されており、また、事業体別の抽出も可能であるため、「漁業センサス」を用いる。

(3) 抽出の基本的考え方

業種別・規模別に一定の誤差率(大規模、中規模 3.0%、小規模 3.5%)を得るために必要な数を報告者数として選定する。詳細は別紙「抽出計画」を参照のこと。

その上で、上記(1)のとおり、容器包装の種類別用途別の利用・製造等において、その回答が欠けていた場合、拡大推計の精度・結果が低下すると考えられる事業体を必ず報告者に含めることとし、これらの事業体を業種別・規模別の必要数から差し引いた数を無作為に抽出することとする。

報告者数の算定にあたり用いる目標回収率については、別紙「抽出計画」のとおり。40%に設定している小、中規模の層については、以下の考え方で毎年、前年度の有効回答率を踏まえ、次年度の目標回収率の変更を検討する。

- 有効回答率が 65%を超えた業種区分は次年度の目標回収率を 60%に変更することを検討
- 有効回答率が 55%を超えた業種区分は次年度の目標回収率を 55%に変更することを検討
- 有効回答率が 50%を超えた業種区分は次年度の目標回収率を 50%に変更することを検討
- 有効回答率が 45%を超えた業種区分は次年度の目標回収率を 45%に変更することを検討

2. 標本交替等を行う場合の方法

住所移転や廃業等の理由により発送後に調査票の未達が判明した報告者分については、あらかじめ用意していた予備名簿の同一抽出層から代替報告者を選定し、追加発送を実施している。

3. 母集団推計を行う場合の推計方法

本調査は悉皆調査ではなく抽出調査であることから、全事業体を対象とした数値となるよう、販売額による拡大推計を行う。

拡大推計にあたっては、抽出業種別、抽出規模別に、報告者を抽出した既存統計（事業所母集団DB等）の販売額合計値と調査から得られた業種毎の販売額（「1. 自ら営む業務の内容とその販売額について」より）を基に以下に示す拡大係数を設定し、回答データ（容器包装の利用量、販売額など）を拡大する。

拡大係数 = 既存統計の販売額合計値 (b) / 本調査から得られた販売額合計値

以上

業種別規模別発送数(全体)

R4 抽出計画【確定版】											
規模	業種	全数発送 フラグ	母集団	抽出率	発送数	回収率	標本数	誤差率	設定誤差率	全数発送時 想定誤差率	
大	[食料品製造業]	1	147	100.00%	147	60.00	88	6.64	3.00	6.64	
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	19	100.00%	19	60.00	11	19.70	3.00	19.70	
	[酒類製造業]	1	10	100.00%	10	60.00	6	26.67	3.00	26.67	
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	30	100.00%	30	60.00	18	14.86	3.00	14.86	
	医薬品製造業	1	94	100.00%	94	60.00	56	8.37	3.00	8.37	
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	12	100.00%	12	60.00	7	24.97	3.00	24.97	
	その他製造業	1	1,576	100.00%	1,576	60.00	946	2.02	3.00	2.02	
	[卸売業]	1	4,184	100.00%	4,184	60.00	2,510	1.24	3.00	1.24	
	[小売業]	1	1,728	100.00%	1,728	60.00	1,037	1.92	3.00	1.92	
	外食産業	1	329	100.00%	329	60.00	197	4.43	3.00	4.43	
	農家・林家	-	-	-	-	-	-	-	3.00	-	
	農事組合法人	1	166	100.00%	166	60.00	100	6.20	3.00	6.20	
	漁家	-	-	-	-	-	-	-	3.00	-	
中	[食料品製造業]	1	602	100.00%	602	40.00	241	4.89	3.00	4.89	
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]	1	60	100.00%	60	40.00	24	15.63	3.00	15.63	
	[酒類製造業]	1	46	100.00%	46	40.00	18	18.22	3.00	18.22	
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	71	100.00%	71	40.00	28	14.52	3.00	14.52	
	医薬品製造業	1	141	100.00%	141	40.00	56	10.20	3.00	10.20	
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	1	41	100.00%	41	40.00	16	19.37	3.00	19.37	
	その他製造業		4,661	33.86%	1,578	55.00	868	3.00	3.00	1.30	
	[卸売業]		17,442	10.49%	1,829	55.00	1,006	3.00	3.00	0.67	
	[小売業]		9,202	20.78%	1,912	50.00	956	3.00	3.00	1.02	
	外食産業		14,062	17.64%	2,480	40.00	992	3.00	3.00	1.01	
	農家・林家		10,307	23.46%	2,418	40.00	967	3.00	3.00	1.18	
	農事組合法人		338	100.00%	338	45.00	152	5.91	3.00	5.91	
	漁家		2,119	83.77%	1,775	40.00	710	3.00	3.00	2.61	
小	[食料品製造業]		36,643	5.24%	1,920	40.00	768	3.50	3.50	0.63	
	[清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業]		3,350	47.40%	1,588	40.00	635	3.50	3.50	2.07	
	[酒類製造業]		1,926	52.60%	1,013	55.00	557	3.50	3.50	2.02	
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		1,036	95.85%	993	45.00	447	3.50	3.50	3.37	
	医薬品製造業		581	100.00%	581	40.00	232	4.99	3.50	4.99	
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		919	100.00%	919	40.00	368	3.96	3.50	3.96	
	その他製造業		321,185	0.61%	1,955	40.00	782	3.50	3.50	0.21	
	[卸売業]		204,763	0.85%	1,736	45.00	781	3.50	3.50	0.24	
	[小売業]&外食産業		980,382	0.20%	1,958	40.00	783	3.50	3.50	0.12	
	農家・林家・漁家		1,096,591	0.18%	1,958	40.00	783	3.50	3.50	0.11	
	農事組合法人		6,786	18.83%	1,278	55.00	703	3.50	3.50	1.08	
	計	合計		2,721,549		37,485					
		大規模				8,295					
	中規模				13,291						
	小規模				15,899						

注) 食料品製造業～その他製造業：「事業所母集団データベース」（令和元年度フレーム）
卸売業：仲立業、代理商を除く 「事業所母集団データベース」（令和元年度フレーム）
小売業：「事業所母集団データベース」（令和元年度フレーム）
外食産業：「事業所母集団データベース」（令和元年度フレーム）
農家・林家・農事法人：「2020年農林業センサス」
漁家：「2018年漁業センサス」

集計事項

【業種別】

1. 特定容器・特定包装を利用する事業者の排出見込量の比率及び特定容器を製造等する事業者の排出見込量の比率
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装

2. 容器利用商品販売額・容器販売額
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装

3. 容器包装利用量（容器利用事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装

4. 自ら回収する容器包装量（容器利用事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装

5. 容器製造等量（容器製造等事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装

6. 自ら回収する容器量（容器製造等事業者）
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装

7. 容器包装廃棄物排出見込量
 - ・ ガラスびん・PETボトル
 - ・ 紙製・プラスチック製容器包装